

# 川崎市育成会手をむすぶ親の会会則

最近改正 令和7年5月29日

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この会は知的障害児者とその家族のための福祉増進と安心して地域で暮らせる共生社会の実現を目指して活動する。この会則は、財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会の事業を引き継ぎ、あわせて社会福祉法人ともかわさき定款第36条に公益を目的とする事業として位置づけられた事業等を実施するための組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この会は、「川崎市育成会手をむすぶ親の会」という。

(事務所の所在地)

第3条 この会の事務所を川崎市高津区久本3丁目6番22号に置く。

(活動)

第4条 この会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 施策の充実を求める活動
- (2) 障害(児)者に対する理解を深めるための広報啓発活動
- (3) 障害(児)者の生活全般に関する相談
- (4) 訓練事業
- (5) 権利擁護体制の推進及び成年後見制度の充実のための活動
- (6) 会員相互の情報交換及び研修
- (7) 関係行政機関及び関係諸団体との連絡調整
- (8) 障害(児)者福祉に関する調査研究
- (9) 肢体不自由児者父母の会連合会及び自閉症児者親の会との連携・連絡調整
- (10) その他目的達成に必要な事業

2 心身障害児者福祉大会、心身障害者成人を祝う会の実施に当たっては、関係機関及び関係団体等で組織する実行委員会を設け遂行するものとする。

(会員)

第5条 この会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 会 員 知的障害(児)者の家族又はこれに準ずる者
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同し、賛助会費を納入する個人及び団体。表決権はないが、総会等に参加できる。
- (3) 団体賛助会員 当会の趣旨に賛同し、当会を財政的に支える団体、事業所、施設等をいう。表決権はないが、総会等に参加できる。

・団体賛助会員の入会は、所定の用紙により当会に申し込み、会費を納入した時点で認められる。

・団体賛助会員に対する福利厚生として、求めに応じて育成会役員等を講師として無償派遣するほか、(一社)全国手をつなぐ育成会が制作した研修動画および資料を無償提供する。

(財政)

第6条 この会の財政は、会費・賛助会費・寄付及び知的障害(児)者親の会に対する補助金等でまかなう。

(会費)

第7条 会員は会費を納入しなければならない。

2 会費については、年間2,400円を納入しなければならない。

3 賛助会費は5,000円とする。

4 団体賛助会費は、年額30,000円とする。

・年度ごとの会費の納入がないことをもって、賛助会員の退会とみなす。

## 第2章 組織

(役員)

第8条 この会に次に掲げる役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
会計	2名
書記	1名
会計監査	2名

(役員を選任)

第9条 前条に定める役員は、運営委員会において推薦し、総会でその承認を得る。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、会を代表し、会務を統括し、運営委員会及び総会を招集する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。

(3) 会計は、会の会計を記録し、会計処理を行う。

(4) 書記は、会の活動を記録し、文書の作成などの事務を行う。ただし、運営上必要な委員会にかかるものを除く。

(5) 会計監査は、会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、2年とする。ただし、仕事の途中で交代した役員の仕事として選任された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

2 役員は、その仕事が満了しても後任者が選出されるまでは、その仕事を行う。

3 役員は、再任されることができる。

4 役員の定年については、運営委員会で決定し別に定める。

(相談役、顧問)

第12条 この会に相談役、顧問（以下「相談役等」という。）を置くことができる。

- (2) 相談役等は、運営委員会の承認を経て、会長が委嘱する。
- (3) 相談役等の任期は、2年までとする。

(支部)

第13条 この会は、川崎市の行政区及び特別支援学校に別表1に掲げる支部を置く。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第14条 この会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 運営上必要な委員会

(総会)

第15条 総会は、代議員制とし、別表2に定める支部から推薦または選出した代議員及びに立候補して当選した代議員並びに第8条の役員のうち会計監査を除く役員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定時総会を開催するほか、会長が必要と認めるとき、または代議員の半数以上の者から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、臨時総会を開催する。諸事情により、総会を招集することができないときは、書面表決・WEB表決でこれに代えることができる。
- 3 総会の議長は、その総会において出席した構成員の中から選出する。
- 4 総会は、次の事項を審議し決定する。
  - (1) 会則の変更
  - (2) 事業報告及び決算
  - (3) 事業計画及び予算
  - (4) 会長、副会長、会計、書記、会計監事等役員の人事
  - (5) その他、この会則に定めのある事項および重要事項
- 5 代議員の任期は選出された年の定時総会の日より、次に開かれる定時総会の前日までとする。ただし、再任を妨げない。

(定足数)

第16条 総会は、構成員現数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第17条 総会の議決は、本会則に別段の定めがある場合を除き、出席した構成員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決による。

- 2 書面表決・WEB表決で総会を行ったときは、過半数の賛同を得て決議することができる。可否同数のときは、会長の決するところとする。なお、書面による議決権を行使しない代議員は賛

成したものとみなす。

(書面表決等)

第18条 総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員または議長を代理人として表決を委任することができる。ただし、この場合委任状を必要とする。

2 前項の場合、第15条及び前条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、次に掲げる事項を記録しなければならない。

(1) 総会の日時および場所

(2) 出席構成員の数・委任状の数

(3) 議事の概要および決定事項

2 議事録は議長及び出席した構成員の中から選出された者2名が、署名・押印しなければならない。

(運営委員会)

第20条 運営委員会は10名以上20名以内をもって構成する。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 知的障害(児)者親の会 9名

(第2項第1号の内訳)

川崎支部代表 (1名)

幸支部代表 (1名)

中原支部代表 (1名)

高津支部代表 (1名)

宮前支部代表 (1名)

多摩支部代表 (1名)

麻生支部代表 (1名)

田島支援学校支部代表 (1名)

中央支援学校支部代表 (1名)

(2) 会長、副会長、会計、書記、及び第25条に定める運営上必要な委員会委員長  
5名～10名

3 第8条の会長及び副会長と支部代表委員は兼務することができない。

4 委員がやむを得ない理由により会議に出席できない場合は、委員が指名した者が代理出席することができる。

5 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(運営委員会の任務)

第21条 運営委員会は次の事項について議決する。

(1) 役員の推薦

(2) 事業運営に関する事項

(3) 総会に付議する事項

- (4) 総会の議決で委任された事項
- (5) 知的障害者親の会に係る川崎市長からその職務を委嘱される障害者相談員等の推薦
- (6) その他この会の運営に関し特に重要と認められる事項

(運営委員会の議事)

第22条 運営委員会の議事は、出席者全員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決による。

第23条 運営委員会の議事については、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 運営委員会の日時および場所
- (2) 出席委員の数
- (3) 議事の概要および決定事項

2 議事録は出席委員全員の確認・承認を得るものとする。

(支部代表者の任務)

第24条 支部代表者は各支部のまとめ役として、この会の活動推進にあたり、支部会員との連絡、会費の徴収、要望の取りまとめ、会報の配布等を行う。

(運営上必要な委員会)

第25条 この会に、運営上必要な次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 研修事業推進委員会
- (4) 余暇活動委員会
- (5) 権利擁護委員会

2 委員は、運営委員会で会員の中より選任し、会長が委嘱する。正副委員長は互選による。

3 本条の委員会に関し必要な事項は運営委員会で決定し、別に定める。

## 第4章 専決処分

(代表の専決処分)

第26条 会長は、総会及び運営委員会（以下本条において「総会等」という。）の権限に属する事項のうち、総会等を招集するいとまがないと認められるときは、これを専決処分することができる。

## 第5章 事務局

(事務局)

第27条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

## 第6章 雑則

(会計年度)

第28条 この会の事業・会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(費用弁償)

第29条 役員及び委員に支給する費用弁償については、運営委員会で決定し、別に定める。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成26年6月2日第2回定時総会において変更承認し、平成26年4月1日より適用する。

附 則

この会則は、平成27年6月1日第3回定時総会において変更承認し、平成27年4月1日より適用する。

附則

この会則は、平成29年5月30日第5回定時総会において変更承認し、平成29年4月1日より適用する。

附則

この会則は、令和元年5月30日第7回定時総会において変更承認し、平成31年4月1日より適用する。

附則

この会則は、令和2年6月19日第8回定時総会において変更承認し、令和3年4月1日より適用する。

附則

この会則は、令和5年5月12日第11回定時総会において変更承認し、令和5年4月1日より適用する。

附則

この会則は、令和6年5月27日第12回定時総会において変更承認し、令和6年4月1日より適用する。

附則

この会則は、令和7年5月29日第13回定時総会において変更承認し、令和7年4月1日より適用する。

別表1 (第13条関係)

行政区又は学校区分	支部名称
川崎区	川崎支部
幸区	幸支部
中原区	中原支部
高津区	高津支部
宮前区	宮前支部
多摩区	多摩支部
麻生区	麻生支部
川崎市立田島支援学校	田島支援学校支部
川崎市立中央支援学校	休眠

別表2 (第15条関係)

支部名称等	定数
川崎支部	5
幸支部	2
中原支部	2
高津支部	2
宮前支部	2
多摩支部	2
麻生支部	2
田島支援学校支部	1
中央支援学校支部	
立候補者枠	5

各支部会員（支部助成金の支払を確定する前年11月末日の登録者数）30人につき1名とする。ただし、支部代議員数は最低2名とする。

また、立候補者枠は5名とし、応募多数の場合は抽選とする。

なお、支部定数は算式に基づき毎年更新するものとし、その都度の会則改正は行わないものとする。

算式 支部会員数 ÷ 30 = 支部定数（少数点以下四捨五入）